

死亡労働災害多発 警報発令

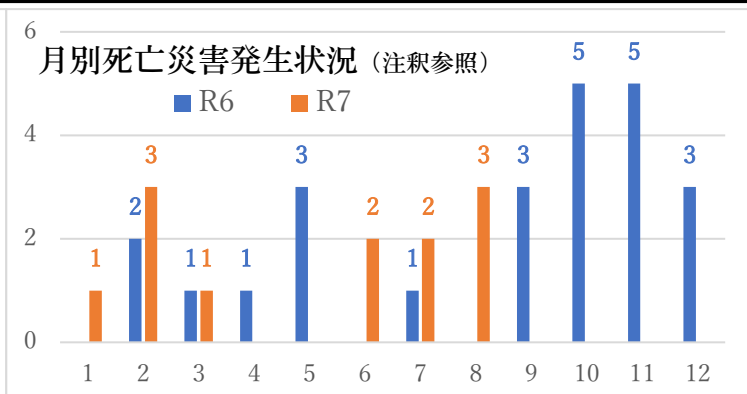
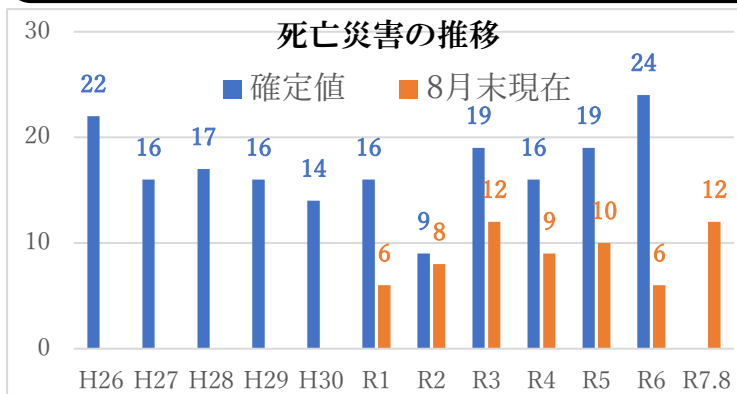


令和7年8月末現在、栃木県内では、労働災害による死亡者が前年より6人増加し、**12人**と倍増しております。昨年は、死亡労働災害が9月以降に多発し、10年ぶりに20人を超えたことも踏まえて、**令和7年9月1日付けで、栃木労働局長は「死亡労働災害多発警報」を発令**します。

発令期間：令和7年9月1日～令和7年12月31日

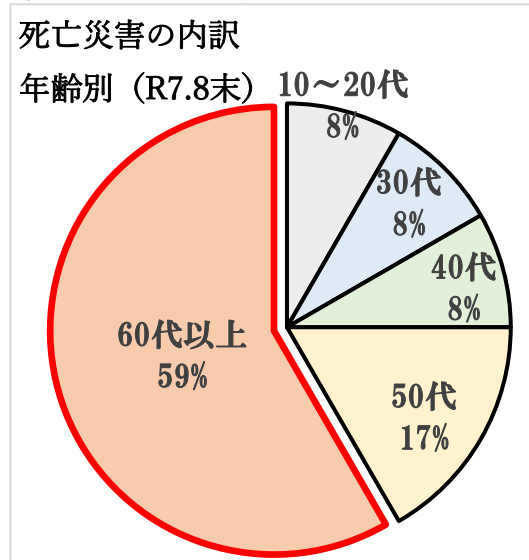
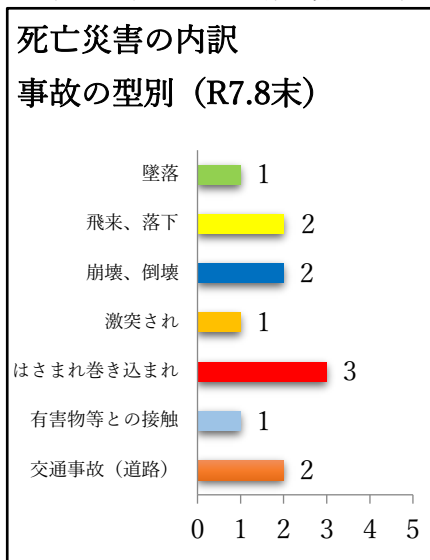
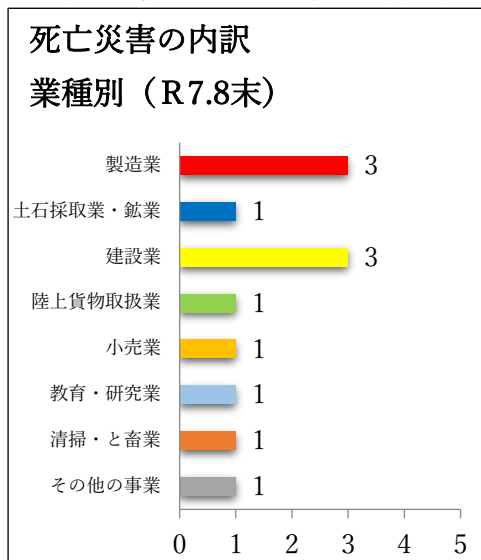
“2つ”の重点項目（詳細は裏面参照）

- **墜落災害対策**：全業種で、昨年死亡災害が多発した「墜落」災害の対策の徹底
- **高年齢労働者対策**：死亡災害の被災者の半数を占める高年齢労働者による労働災害の対策の徹底



※令和6年9月から令和7年8月までの1年間で死亡者は**28人**に上り、歯止めがかからない状態が続いています。

注釈：発生してから数か月後に死亡した等で、確定値を月別で見ると令和6年8月末までの件数が8件となっています。



※今年の特徴は、業種や事故の内容に偏りが少ないものの、**60歳以上の労働者が約6割を占め**多発しています。



栃木労働局・労働基準監督署

◎ 本年の死亡災害の事例は、HPをご覧ください。



1 墜落災害対策：昨年死亡災害が多発した「墜落災害」を防ぐために！

(1) 昨年度、墜落による死亡災害多発（24人中9人）を受け、パンフレットを作成しております。ご活用ください。

墜落・転落による死亡災害が多発！ 対策の徹底が急務です

栃木県内の令和6年に発生した労働災害による死亡者数は24人でした。
特に、墜落・転落による死亡災害が多発しています。



(2) 身近な設備である「はしご」「脚立」からの墜落災害が業種問わず発生しております。身近にあるからこそ、対策がされずに安易に使って災害に遭われています。リーフレットを参考にして、対策徹底してください。



2 高齢労働者の労働災害を防ぐために！

(1) **傾向：** 60歳以上の高齢労働者の災害が死傷災害でも多く3人に1人の割合で発生しています。特に近年、高齢労働者の雇用も増加しており、ベテラン労働者でなく、経験の浅い労働者も数多く（令和7年の60歳以上の死亡災害7人のうち、経験3年以下が3人と43%を占める。）被災しております。

(2) **対策：** 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を推進してください。



ポイント！

- ① **身体機能の低下を考慮した作業配置**（平衡感覚が必要な脚立作業を避ける等）
- ② **熱中症対策として、のどの渇きに頼らない水分・塩分の補給や、冷房設備の活用、休憩時間の配慮**
（高齢者が、脱水症状の自覚（発汗やのどの渇き等）がなく、手遅れになるケースも少なくないため）
- ③ **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**（例えば、◎ 照度を上げ明るくすることで見やすくする、◎ 警報音等は聞き取りやすい中低音域の音へ変更、◎ 段差を減らす、◎ 階段などに手すりを設ける など）
- ④ **再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行う**
- ⑤ **作業員自身が、身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善に取り組むことも重要です**

(3) **法改正：** 労働安全衛生法が改正され、令和8年4月1日より、高齢労働者の労働災害防止対策の推進が努力義務になります。この改正では、高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じることを求めています。

3 硫化水素中毒による災害を防止するために

埼玉県 行田市のマンホール転落による死亡事故を繰り返さないために、栃木労働局長が各団体に要請書を交付しました。同種作業に加え、酸欠や硫化水素中毒のおそれがある作業を行う場合には、この要請書を参考に対応を図ってください。



令和7年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

令和7年8月末日現在

栃木労働局

No. 発生月 時間帯	業種	年齢	事故の型	災害の概要
		経験	起因物	
No.1 1月 11時台	化学工業	50代	有害物等との接触	被災者が、バケツに入った廃液をコンテナに移す作業に従事していたところ、何らかの理由でコンテナの上方にある開口部(直径40cm)からコンテナ中に転落し、死亡したものの。
		30年	有害物	
No.2 2月 15時台	木造家屋 建築工事業	60代	飛来、落下	木造2階建て住宅解体工事現場において、バックホウを用いて2階部分の解体を行っていたところ、屋根部分からベニヤ板(縦90cm、横180cm、厚さ12mm)が落下し、付近で廃棄物の分別作業をしていた被災者の背中に直撃し、死亡したものの。
		5年	木材、竹材	
No.3 2月 10時台	土石採取業	60代	飛来、落下	被災者が、原料碎石投入ホッパー内部において、シューターに詰まった玉石を取り除こうとしていたところ、別のホイールローダー運転者が、原料の碎石をホッパー内部に投入し、被災者が下敷きとなり、死亡したものの。
		24年	ホイールローダー	
No.4 2月 9時台	その他の 事業	30代	崩壊、倒壊	被災者が、木製電柱(高さ8.60m)の撤去作業で電柱に登り、地上から7.25mの位置でワイヤーカッターを使用した電線の切断作業を行っていたところ、電柱が地表面の部分で折れ、倒れた電柱と共に地上に激突し、死亡したものの。
		12年	その他の構築物等	
No.5 3月 16時台	一般 機械器具 製造業	20代	激突され	長さ約3m(径3cm)の加工材(鉄製で丸棒状)の先端部分を加工するため旋盤にセットし、操作者が、旋盤の運転を開始し、回転数を上げていたところ、加工材が、被災者の頭部を直撃し、死亡したものの。
		6年	旋盤	
No.6 6月 9時台	土木工事業	40代	崩壊、倒壊	ケーブルクレーンの設置工事において、上部鉄塔付近に動滑車を固定するワイヤーロープを取り付ける準備作業をしていたところ、上部鉄塔が倒れ、被災者に激突し、死亡したものの。
		19年	クレーン	
No.7 6月 6時台	教育・研究 業	50代	はさまれ、巻き込まれ	従業員駐車場において、被災者が自家用車を停車後、ドライブレンジのまま降車し、当該車の前方に立った際に当該車が前進してきたため、当該車を人力で止めようとするも止められず、当該車右前輪に頭部をはさまれ、死亡したものの。
		8年	乗用車、バス、バイク	
No.8 7月 5時台	清掃・と畜 業	60代	はさまれ、巻き込まれ	被災者が、スーパーのゴミ集積所において、ゴミ回収作業を行っていたところ、パッカー車の後部回転板と押込板に両腕を巻き込まれ死亡したものの。
		10年	トラック	
No.9 7月 13時台	窯業土石 製品製造業	80代	交通事故(道路)	資材を運搬するため、被災者が市道をダンプカーで走行していたところ、国道に合流する信号機のないY字路交差点において、国道を走行していたダンプカーの左前部に衝突し、死亡したものの。
		1か月	トラック	
No.10 8月 4時台	小売業	60代	交通事故(道路)	被災者が、バイクで新聞配達をしていたところ、走行中にイノシシに衝突されたか、追突したため転倒し、死亡したものの。
		8年	乗用車、バス、バイク	
No.11 8月 17時台	陸上貨物 取扱業	60代	はさまれ、巻き込まれ	何らかの拍子に倒れ、被災者がトラックとローラーコンベヤーとの間に挟まれ、死亡したものの。
		3年	コンベア	
No.12 8月 7時台	土木工事業	70	墜落・転落(2m未満)	散水車のタンクに給水するため、被災者が散水車後部のステップに両足をかけ作業していたところ、ステップから降りようとした際にバランスを崩し、0.7mの高さから転落し、後日死亡したものの。
		3年	トラック	